



東京都社会保険労務士会 千代田統括支部 会報

発行人 千代田統括支部長 段下 正志

事務局 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-2-10-206

段下正志事務所内 ☎03(3288)0354

URL=<http://www.sr-ccs.com>



河口湖畔からの富士山(山梨県)

- 第3回研修会(労働組合との
団体交渉にあたっての留意事項)
- 第4回研修会
(免田事件と国民年金について)
- 初めての行政協力
- おらが国自慢
- 平成25年度社会保険労務士
試験担当者体験談
- 相馬氏より協同組合理事長
就任あいさつ
- 東京会野球大会の結果報告
- 政連だより
- 新入会員ご紹介

労働組合との団体交渉にあたっての留意事項

第3回支部研修会が7月17日(水)に電設健保会館で開催されました。今回の研修会では、使用者が労働組合との団体交渉をするにあたり、社会保険労務士が使用者側にたった場合の留意事項についてお話しして頂きました。岡崎弁護士は主に使用者側の弁護士として活躍をされており、これまで労働組合から団体交渉の申し入れをされた会社に対して多くの支援をされています。本研修では、これまでの経験を元に労働組合との団体交渉に当たり使用者側が考慮すべき点について、その事前準備から団体交渉当日の注意事項にわたり、具体的な例、書式を踏まえながら、実務的な説明をされました。

研修会では、団体的労使関係法の基礎知識から労働組合との団体交渉について、具体的な事例を交えてお話し頂きました。具体的な事例としては、解雇をされた労働者が労働組合に加入したことにより発生した団体交渉を取り上げ、交渉にあたっての留意点として次の点を強調されました。

- ①金銭の支払いが全く発生しない解決はあり得ない。訴訟費用を考慮すると、交渉で解決した方が費用は低額となることが多い。
- ②団体交渉がもつれて交渉が進展しなくなった場合に不当労働行為であると認定されないように、会社が説明した事項はできるだけ書面を残すこと。
- ③社会保険労務士としての使用者への説明は、法的な観点からするよりも、具体的に紛争がどのように拡大するか、実務的な観点からしたほうが効果的である。
- ④使用者側の代表者等は団体交渉に必ずしも出席する必要はない。団体交渉には事実関係を十分に把握している者が出席するべき。それらを把握をしていない代表者等が出席すると労働組合に付け入る隙を与えやすくなる。
- ⑤団体交渉を行う場所は、社外の貸会議室などを借りるべき。その際たとえ費用が全て会社側負担になったとしても、会社側で場所を決め主導権を握れるようにする。
- ⑥団体交渉の際、相手側の人数を制限することは求めることは構わないが、人数にかかわらず団体交渉の場で発言をする者は限られるので、出席人数については、必要以上に拘泥しない。
- ⑦団体交渉について書籍を参考にする場合には、書籍に記載された事例と担当している事例との相違点を十分に把握する必要がある。書籍の結論だけを捉えて実際の問題に適用しよう



講師
弁護士
牛嶋・寺前・和田法律事務所

岡崎 教行 氏

としても、前提条件が違っていれば効果はない。

- ⑧労働組合への回答書は、事実関係を十分に把握した上で作成する必要がある。労働組合への提示が早いに越したことはないが、不確かなことを元に作成することは後々のトラブルの種になる。
- ⑨団体交渉における想定問答集を作り、それを元に社会保険労務士が労働組合役を受け持ち団体交渉のリハーサルを行う。このリハーサルにどれだけ力を入れられるかが団体交渉の成果を左右するので、必ず行うようにすること。頭の中で想定することと、実際に聴き、話すことは全く異なる。
- ⑩社会保険労務士が団体交渉に同席する場合、相手側からどのような立場で出席しているか問われる可能性があるので、どう返答するかは考えておく必要がある。社会保険労務士が団体交渉の代理人になることは弁護士法72条との関係で疑義を生じかねないことから、留意されたい。
- ⑪団体交渉終了後、相手側から議事録への署名又は押印を求められても、応じる義務はないのでうかつに署名又は押印はしないこと。題名が議事録であったとしても、労組法14条により労働協約になってしまう。

岡崎先生の実体験に基づく話で、とても参考になるものでした。関与先等の従業員が外部労働組合へ駆け込むことは日常的に起こりえる時代となっており、我々としてもその対応力を問われることが多くなっています。

自身、団体交渉については書籍などから得る知識しかなく、考えに偏りがあることに気づかされた意義のある研修会でした。

(広報委員 柏木 直人)

(参考)

- ⑩に関連して、社会保険労務士連合会からは、以下のとおりの見解が示されている。
- ※労働協約の締結等のため団体交渉の場に当事者の一方の委任を受けて、当事者の一方とともに出席し、交渉することは社会保険労務士法第2条第1項第3号の業務に含まれ、处分権をもつ代理人になる等弁護士法第72条に反しない限り、当然社会保険労務士の業務であり、労働争議時における団体交渉時においても同様と解釈する。

「免田事件と 国民年金について」

平成25年9月3日(火)、電設健保会館にて第4回研修会が開催されました。今回は、平成25年6月19日に「死刑再審無罪者を救済するための年金特例法」(議員立法)が可決、成立したことを受け、そのきっかけとなった免田栄さんの国民年金請求を通じて、社会保険労務士として谷間の人権救済に尽力された恩田氏の貴重な経験談をお話しいただきました。

免田事件とは、昭和23年に熊本県人吉市で発生した「祈祷師一家殺傷事件」の犯行容疑で逮捕された免田栄さん(当時23歳)が、死刑囚では初めての再審無罪判決を受けた冤罪事件です。警察による自白強要や検察による証拠品の廃棄等により、免田さんの再審請求は棄却され続けましたが、6次にわたる再審請求を経て、事件発生から34年6ヵ月後に無罪が確定しました。

しかし、無罪確定後も、社会の偏見は根強く、真犯人が不明であることや多額の刑事保証金を受けたことなどから免田さんへの批判は続きました。自身の著書によると、実際は、刑事補償金の大半は弁護団や支援団体への謝礼に消え、拘置中に国民年金制度への加入ができなかつたため、無年金の生活を強いられていました。

免田さんは、国民年金制度が導入された昭和36年には既に拘置中であり、国からの告知がなかったために国民年金受給の機会を失ったとして、平成21年に総務省へ申立てを行いました。恩田氏は、関連事件の弁護団から要請を受け、申請免除や旧法の特例、加給年金や配偶者加算についての考え方等を踏まえ、免田さんが受給資格を得るまでに支払うべき金額と現在までの得べかりし金額等を的確に算出して弁護



講師
恩田社会保険労務士事務所

恩田 和明 氏
(千代田統括支部副支部長)

団に提示しました。

矯正施設収容者への国民年金は強制適用であり、免田さんは免除申請により受給資格期間を満たせたはずですが、制度発足当時、昭和36年2月24日通達「矯正施設収容者の拠出制国民年金の取扱いについて」に基づき、収容者への制度告知と免除申請等の手続指示が十分になされていましたが、この点については疑義が残るそうです。いずれにしても、冤罪被害者を無年金者のままこれ以上の不条理を強いる現状を放置してはおらず、日弁連では、人権救済を求めて、厚生労働大臣に対して幾度も勧告書や警告書を出していました。

恩田氏は、社会保険労務士として、もっとできることがあるのではないかと考えたといいます。免田さんや同様に申し立てている冤罪被害者の人権を救うためには議員立法しかないと考え、多方面から精力的に働きかけを行いました。特に、平成21年7月全国社会保険労務士会連合会総会にて、千代田統括支部金綱久夫代議員による東京会を代表しての発言から「刑事冤罪被害者への年金問題解決」に社会保険労務士法35条38項の意見申出の提起がなされたことは、免田さん救済のための重要な要素となったのではないかと思います。

税と社会保障の一体改革の議論が焦点となった昨年の国会を経て、特例法成立に際して、恩田氏は、「日本の国会議員の皆さんに感謝したい」と述べました。万人は一人のために、一人は万人のために生まれてきているのではないか、谷間の人権に愛の手を、と語る恩田氏の言葉が非常に印象的でした。

(広報委員：長崎 明子)

東京労働局 臨時労働保険指導員 申告書受理・相談コーナー (15名)

(敬称略)

小 高 東	木 村 晃 子	柏 本 和 江	片 野 誠	江 川 明 豪
畠 山 祐 二	堀 雅 美	高 松 敦 子	原 麻 子	武 内 里 佳
青 木 哲 郎	藤 原 佳 代 子	寺 尾 勝 汎	深 田 康 弘	中 尾 美 香

中央労働基準監督署 臨時労働保険指導員 申告書受理・相談コーナー (28名)

小 室 豊	半 沢 公 一	青 山 弥 生	小 林 伸 行	山 崎 博 幸	今 泉 浩 史	小 林 憲 一
今 井 浩 爾	長 森 信 行	酒 井 裕 樹	川 崎 恵 子	小 松 紀 子	小 林 正 明	藤 元 利 澄
児 島 昇 正	大 沼 恭 子	橋 本 敬 司	松 井 美 希 子	石 本 剛	十 佐 近 三 生	本 田 雅 子
前 川 由 香	吉 田 信 義	濱 野 行 雄	岩 戸 左 紀	若 林 丈 師	菊 池 正 典	星 名 真 喜 子

千代田年金事務所 算定基礎届相談コーナー担当者 (14名)

堀 雅 美	畠 山 晴 子	横 山 優 子	武 内 里 佳	濱 野 行 雄	伊 東 文 子	市 村 公 賴
小 林 伸 行	前 川 由 香	十 佐 近 三 生	大 沼 恭 子	山 崎 博 幸	恩 田 和 明	江 川 明 豪

千代田区役所 社会保険労務相談員 (10名)

小 林 伸 行	堀 雅 美	本 田 雅 子	今 泉 浩 史	小 谷 富 士 子
木 村 晃 子	青 山 弥 生	畠 山 晴 子	大 野 剛 一 郎	長 森 信 行

初めての 行政協力



藤原 佳代子 (麹町 勤務)

ほどです。

年度更新は毎年行なってはいるものの、会社ごとに特徴がありますし、二元適用や建設業はあまり実務経験がなかったので、初心にかえり前もって勉強し直しました。

当日は、幸い勤務先である社会保険労務士法人の上司も指導員を務める日でしたので、隣の席に座らせて頂きました。ドキドキしながら最初に受け付けた申告書が、いきなり建設業。気持ちを落ち着けて対応しましたが、隣で心配そうに私の作業を見つめる上司の視線を感じ、余計に緊張が高まりました。

この日は、締切2日前にしては来局者が多くなく、それほど慌ただしい状況になりませんでした。私が受けた中で目立ったのは、申告書は白紙のままで、賃金台帳やメモで労働者数や毎月の賃金を提示し、「分からぬので書いてください」というケースです。また、記入はあるものの計算ミスをしている、というケースも少なくありませんでした。中には、某士業の人に書いてもらったのに…という方もいました。このような場面で、さりげなく「社会保険労務士に相談しよう!」のパンフレットを渡したら、社会保険労務士の知名度アップにつながるだろうな…等と思いながら、計算方法を説明しました。

実際に様々な業種の申告書を拝見し、大変良い勉強になりました。このような機会を頂き、ありがとうございました。



菊池 正典 (神田 開業)

昨年は算定基礎届の相談員を千代田年金事務所でさせて頂きましたが、今回は中央労働基準監督署で初めて臨時労働保険指導員の行政協力に参加させて頂きました。

受付が始まると最初はドキドキして本当に大丈夫

だろうか?と思いましたが、1人受付が終わると少しは緊張も解けて何とかこなせるようになりました。しかし、提出する側と受け付ける側の立場が逆転すると、こんなにも責任がのしかかってくるのかとつくづく思います。ただ、隣には常に監督署の方もいてくれますので、不明点等があったらすぐに教えて頂きとても心強かったです。

二元適用事業所の申告書もかなり多くあり、普段携わる機会が少ない書類をチェックすることもできてとても良い勉強になりました。午後になると待ち人数も多くなり、さらに中央労働基準監督の管轄以外の申告書を提出する方(社会保険労務士)も多く、早くそして正確に受付をしていかないと!と冷や汗ものでした。

こういった機会は年に1度と少ないのですが、とても良い経験になります。社会保険労務士としての経験値を上げたいという方は是非一度体験してみてはいかがでしょうか?

松井 美希子 (麹町 勤務)

昨年勤務登録をし、初めて中央労働基準監督署にて、臨時労働保険指導員を担当しました。社会保険労務士の仕事に携わった頃からいつか行政協力を経験してみたいと思っていましたが、事前に頂いたいた準備資料の細かい注意事項を読んでいると、日に日に責任の重さを感じ、緊張と不安でいっぱいになっていました。そのような中、当日を迎えました。

私が担当したのは7月2日で、例年通りだと来署者が増え始める頃だそうですが、その日は少なかったようです。

相談された件数もごく僅かでしたが、その中で私が戸惑ってしまったのは、「納める保険料を○○○円にしたいが、概算保険料をいくらにしたら良いですか?」という、いわゆる辻褄合わせの算出方法でした。このケースの相談が2、3件ありましたが、すぐに計算ができず、また、焦ると余計に計算できず…ベテランの先生に助けて頂きました。

今回の臨時指導員のお仕事はとても貴重な経験でしたし、勉強になりました。機会があれば、是非またお手伝いさせて頂きたいと思います。ありがとうございました。

東京労働局、中央労働基準監督署、千代田年金事務所において、
初めて行政協力をされた皆様からの、ご意見・ご感想を掲載しています。
行政協力を担当された皆様、お疲れ様でした。



伊東 文子 (麹町 開業)

私は今まで臨時労働保険指導員としての経験はありましたが、今年初めて千代田年金事務所での算定基礎届相談コーナーにおいての行政協力をさせて頂きました。業務は、会場受付の横に控えており、作成方法のわからない方を中心に相談を受けるというものでした。

最初にいらっしゃった相談者は、社員の一人が2等級の変更なので月額変更届になると顧問税理士に言われたので書き方を教えて欲しいというものでした。内容を伺うと、明らかに算定で処理すべきものだったので、説明させて頂きました。ところが、先生が言ったから！となかなかご理解を得られず、税理士に説明してくださいと目の前で電話をされ、直接話して納得して頂きました。相談者の方は、それならこの暑い中、来なくてもよかったのに！と誰に言うでもなく、少し不満げなご様子で帰られました。

あー、初めからこれでは…今日一日大丈夫だろうか、と少し不安を感じてしまうスタートでした。しかし、それも杞憂に終わり、その後の相談者の方々はその場で一緒に書類を作成し、無事に提出されていかれました。

行政協力は、様々な会社の方に接することのできる貴重な機会です。今回の経験から、会社に必要なのは税理士だけではなく、社会保険労務士もいる！ということをもっとアピールしていかないといけないと改めて感じた一日でした。



十佐近 三生 (神田 勤務)

7月12日、千代田年金事務所において、算定基礎届相談コーナーを担当させて頂きました。初めての経験でしたので、どのような相談が来るのかと随分前から緊張しておりました。ただ、

事前にとても分かり易く、普段曖昧にしてきた部分も詳しく説明して下った支部の実務修習セミナーの算定基礎届講座を受講していたのでとても心強かったです。

当日は、未記入の方への記入説明が主な業務でした。ある飲食店を営む方は、ノート一冊に会社の出納その他全てをメモ状に記入されており、その中から4~6月の給与や現物給与を拾い出すのは、少々時間がかかりました。また別件で、労災の特別加入について質問がありました。算定基礎届以外の質問

に少々驚きましたが、考えてみれば、経営に携わる上では様々な悩みもあるでしょうし、この様な機会に社会保険労務士に相談してみたい、と思うのも当然のことかと思いました。その方は、特別加入制度の内容もさることながら、社会保険労務士に業務を依頼したら報酬はいくらかかるのだろうか、ということも気になっていました。

相談件数はそれ程多くありませんでしたが、会うこと一つ一つ気付かされることばかりで、大変良い経験をさせて頂きました。また年金事務所の方々にも、とても親切にご対応頂き、充実した一日となりました。この経験を生かして、また今後の業務に励みたいと思います。

最後となりますが、このような行政協力参加の貴重な機会を頂きましたことに、心より感謝申し上げます。



市村 公頼 (麹町 勤務)

今年、初めて千代田年金事務所の算定基礎相談コーナーを担当しました。

先輩達からは、「未記入で来れる人がいる。」「変な質問されて困った。」とか、「あまりお客様来ないよ。」等、助言されていましたが、当日は、提出期限の前日のためお客様が多く、相談コーナーに立ち寄られた方も多かったと思います。半数の方は、未記入の書類と賃金台帳だけ持参して来た方達でした。「賃金台帳はこの中。」とPC持参の方もいました。「年金事務所でやってくれるのかと思っていた。」とおっしゃる方もあり、私が電卓をたたき、なんとか記入だけはして頂きました。

極めつけは、「給料から、会社所有のマンションの家賃15万控除したが、税理士に「それはだめ、社会保険労務士に聞いてきて。」と言われて来たのだけど。」最初は、なんのことやらさっぱり解らず冷汗タラタラ、相談時間は1時間にも及びました。

それでも皆さん最後には、「ありがとう。」と感謝の言葉を述べてくださいり、私としても大変うれしい瞬間でした。

今回、今まで扱ったことのない、現物給付や70歳代の在職老齢年金の相談もあり、とても良い実務の勉強になりました。来年はどんな相談が来るのか楽しみです…。



私の第二の故郷、スイス

中西 恵津子 (麹町 開業)



私は生粋の東京人ですが、10代後半から10年余りをスイス・ローザンヌ (IOCオリンピック本部、国際バレエコンクールで有名なPalais de Beaulieuがある街) で暮らしました。食文化にテーマを引き寄せるならば、スイスはアルプスの少女ハイジでもお馴染みの「チーズ」の国です。ハイジが食べているチーズは



千代田区の名所「靖国神社」

小林 憲一 (麹町 開業)



私は東京都千代田区で生まれ、育ちました。皆様ご存知の通り、千代田区は歴史的なスポットには事欠きません。皇居を一周すれば数多くの名所旧跡を巡ることができます。その一つに靖国神社があります。

小学生の時、学級新聞で靖国神社の歴史を記事にすることになり、宮司の方に直接お話を伺うことができました。

靖国神社は、元々は「東京招魂社」と言いました。明治維新以降の、国を守るために尊い生命を捧げられ

京都の海はご存知ですか？

山崎 博幸 (神田 開業)



「私の出身地は京都府の北部で、日本海側です。」と話すと、大半の人から「えっ、京都に海があるの？」と聞き返されます。

日本三景の「天の橋立」、岸壁の母の舞台となった



「舞鶴」、船置場の上に住居がある舟屋で有名な「伊根」、全て京都府の北部にあります。

京都府北部は東に福井県、西に兵庫県北部の間に位置します。

会員の皆様にお国自慢を

していただきました。

各人それぞれの自慢を読んでいると、

思わず旅行に行きたくなります…。

Raclette (ラクレット) というハードタイプのチーズですが、最近は都内のデパートでもその存在感が目立つようになりました。家庭用オーブントースターでラクレットチーズをとろけるまで焼き、茹でたジャガイモやスライスしたバゲットパンに乗せて食せばハイジになった気分が味わえます。そしてスイス人は、自然大国であることに誇りを持ち、環境維持には努力を惜しません。外国人観光客が街中で紙くずを放り投げたりすると、散歩中の地元の老紳士がそれを「無言」で拾い、屑かごに入れる光景が日常茶飯事なほど清潔な国です。きれい好きという点では、日本はスイスと姉妹国になれるのではないかでしょうか。

た方々を、身分や性別の区別無くお祀りしている神社です。靖国神社に幕末の英雄が祀られていることを知り、分からなくながらに少し興奮したのを覚えていました。

靖国神社には、東京の桜の開花を決める基準木もあります。桜の季節にはテレビ局のカメラが基準木を囲んでいます。基準木を見ながら桜の季節を感じるもの、少し変わった楽しみ方かもしれません。



夏には海水浴客が多く訪れ、冬には雪が積もるほど降ります。私が小さい頃には雪が1m以上積もりました。当時の私の毎朝の日課は自宅前の雪かきで、辛かった記憶があります。近年は、温暖化のせいか以前ほどの積雪はありません。

海に近いため、魚は多くの種類が店頭に出回っていて、新鮮で安くておいしいです。今回帰省した際に小鰈の揚げ物を店頭で見つけて購入しました。2、3cmの小鰈を揚げたもので、中箱1パックで200円でした。頭から全部食べることができ、適度の塩味が美味でした。東京では見たことがありません。

冬には間人 (たいざ) カニが有名で、織物では丹後ちりめんの産地でもあります。

旅行の訪問先が思いつかない時には、候補地の一つとしてご検討いただければ幸いです。



青木 哲郎（神田 開業）

私は8月25日に実施された社会保険労務士試験の主任監督員を担当しました。試験会場は水道橋にある日本大学経済学部。集合時刻が午前7時でしたので、5時半に家を出ました。（今後監督員を希望する人はearly bird（早起き）でなければなりませんのでご留意を…）

私の担当試験室は受験者35人の教室でしたので、監督員（社会保険労務士）1名と補助者（アルバイト）1名との合計3名での監督体制でした。試験監督はマニュアルに従って行えば良いのですが、予期せぬ事態が発生した場合には主任監督員の判断で対応しなければならないこともあるので試験中は緊張しました。昼休みに受験生の一人から机がガタガタするので机の脚に紙を挟んでも良いかとの質問があり、私の判断でOKを出しました。

試験監督中、真剣に問題に取り組む受験生を見ていると、昔開業することを夢見て頑張って勉強していた頃を思い出しました。試験監督員は自分の原点を振り返る良い機会だと思います。

理事長就任に当たって

私は、平成25年7月25日の東京社会保険労務士協同組合第15回通常総代会におきまして理事長に選任されました。

日頃から当千代田支部の皆様には、東京社会保険労務士協同組合の運営に多大なご協力を頂きまして有難うございます、お蔭さまで事業の推進には厳しい一面もありますが、組合員数の増加も順調に推移致しております。

協同組合は、その定款で「組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的にする」と定めております。



東京会野球大会の結果報告



9月7日、14日の日程で第31回東京会野球大会が大宮けんぽグラウンドで実施されました。当支部は初日の一回戦について事前の抽選によりシードとなり、午後からの二回戦で墨田支部と対戦しました。わがチームは打線好調で、3回までに12得点し、投げては加藤選手が6回3失点で完投。見事に勝利いたしました。翌週14日の午前、宿敵「中央統括」と準決勝で対戦いたしましたが、惜しくも3対2で敗れてしまい、午後からの3位決定戦に臨みました。「多摩統括」との対戦では午前中のうつ憤を晴らすように14対7で快勝いたしました。全試合のスコアボード



岡林 宏佳（麹町 勤務）

私は、日本大学法学部会場の本部員として集計を担当いたしました。業務は、試験前日の会場設営から始まります。各教室の机や椅子の状態等隅々までチェックし、受験番号シールを一枚一枚丁寧に貼っていくと、普通の教室が緊張感溢れる試験室へと変身します。そして試験当日、朝6時半に集合し、午前の試験問題及び答案用紙の部数確認と仕分け作業からスタートします。試験会場の巡回や午後の準備を行いながら、試験終了を待ちます。試験終了後、主任監督員の先生が本部に答案用紙を持ち帰ってきたら、いよいよ本番です。教室ごとに受験者数と答案用紙の枚数が相違していないか何重にもチェックし、全試験室の確認作業が終わるまで気が抜けません。本部員は、直接受験生と接することのない裏方の作業ですが、受験生がこの日にかける想いを考えると、答案用紙を数える指に力が入りました。私もこの日を乗り越えて、今こうして社会保険労務士として歩み出せているのだと思うと、とても感慨深いものがありました。いつまでも初心を忘れず、あの日の想いを胸にこれからも努力を惜しまず成長していけたらと思っています。今回このような貴重な機会を与えて頂いたことに、この場を借りて心より感謝を申し上げます。

東京社会保険労務士協同組合理事長 相馬 誠一

その目的に従いまして現在、協同組合では皆様に毎年お届けしている社会保険労務士手帳の編集・販売、業務に関連した書籍、諸届出用紙の斡旋販売、また教育・研修事業や福利厚生事業として各種人間ドックの紹介斡旋等様々な組合員のための事業を行っております。

支部会員の皆様の中で組合に未加入の方がおいででしたら、是非ご参加されご協力頂きますようお願い申し上げます。



は支部HPの掲示板に掲載しておりますのでご覧ください。

2日間にわたり多くの方に応援を頂き、ありがとうございました。また、職員の方を選手として派遣頂いた先生方に深く感謝いたします。すべての選手が怪我なく大会が終了したことをご報告いたします。今後とも野球同好会をよろしくお願いいたします。

（野球同好会 橋本敬司）



政治連盟だより

千代田統括支部会員の皆様、こんにちは。支部会報の場をお借りして、政治連盟からのお話をさせていただきます。6月の東京都議会議員選挙（以下、都議選）及び7月の参議院議員選挙（以下、参院選）と皆様にご協力を賜りましたこと、この場を借りて心より御礼申し上げます。

当統括支部政治連盟の活動として、都議選においては、自民党本部での各種団体総決起大会、神保町の選挙事務所開き、如水会館での内田茂氏個人演説会にそれぞれ参加しました。また、参院選においては、新宿京王プラザホテルでの各種団体総決起大会、四谷主婦会館での丸川珠代氏個人演説会に参加いたしました。

選挙結果は既にご承知のとおり、都議選では当統括支部政治連盟の顧問でもおられる内田茂氏が当選され、参院選では東社労政治連盟から推薦された丸

川珠代氏が東京選挙区でトップ当選されました。自民党は昨年の衆議院選挙大勝の勢いそのままに、都議選では立候補者が全員当選、参院選東京選挙区では2名全員当選となりました。参院選において東社労政治連盟は、自民党以外の政党の候補者も複数推薦しておりましたが、当統括支部に自民党以外の政党からの動員要請はありませんでした。

ところで、都議選葛飾選挙区では2名の社会保険労務士が立候補いたしましたが、共産党の候補者が当選いたしました。政治連盟の活動の一環として、社会保険労務士の職業的地位のさらなる向上を図るためにも、国政選挙及び地方選挙の機会は重要です。当政治連盟の全方位政治活動の象徴との感想を懐きました。

（政治連盟千代田統括支部会長 橋本敬司）

新入会員を紹介します

入会年月日	氏名	種別
H25.5.1	金光由美子	開業
H25.5.1	中尾邦彦	開業
H25.5.1	沖野直樹	勤務等
H25.5.1	岸田佐知子	勤務等
H25.5.1	福嶋美佳	勤務等
H25.5.1	古川武人	勤務等
H25.5.1	益子桂	勤務等
H25.5.1	宮嶋茂	勤務等
H25.5.1	山内洋佑	勤務等
H25.5.1	増田千尋	開業
H25.5.14	内野光明	開業
H25.6.1	青山哲也	勤務等
H25.6.1	桂山明久	勤務等
H25.6.1	坂田陽太郎	勤務等

入会年月日	氏名	種別
H25.6.1	瀬尾考弘	開業
H25.6.1	本田香織	開業
H25.6.1	若林亜紀子	開業
H25.6.1	鷺澤充代	開業
H25.6.1	馬越涼子	法人社員
H25.6.1	加藤俊信	開業
H25.6.1	森清子	開業
H25.6.6	岡田滋	開業
H25.6.21	浜田純子	開業
H25.6.21	箭内雅人	勤務等
H25.6.30	甘竹美樹	開業
H25.6.30	登丸純好	勤務等
H25.6.30	西澤典子	勤務等
H25.7.1	岩根紀夫	開業

入会年月日	氏名	種別
H25.7.1	梅原梓	開業
H25.7.1	永吉啓一郎	開業
H25.7.1	丸山純平	開業
H25.7.1	尾高章一	勤務等
H25.7.1	渡邊哲史	勤務等
H25.7.1	桑原敬	勤務等
H25.7.1	本田貴子	勤務等
H25.7.12	廣瀬清顕	勤務等
H25.7.31	曾根和彦	開業
H25.7.31	渡邊明子	開業
H25.7.31	島田康司	法人社員
H25.7.31	柳瀬健作	法人社員

あとがき

いつも支部会報をご愛読頂きまして、ありがとうございます。

さて、このあとがき欄への投稿は、その号の編集担当の特権（義務！？）となっております。

どのような内容を書こうかと思案し、過去の支部会報を読み返していたのですが、様々な発見があつて実に面白い！過去の記事で諸先輩のお姿をお見受けしたり、記事や紙面割りにも変遷があるなど、当初の目的を忘れて思わず読みふけってしまいました。

支部会報になるべく多くの写真を掲載することは、広報委員会の重要方針でもあるのですが、改めて読み返してみると、まるで昔のアルバムを見返したときのよう。

秋の夜長に、支部会報なんていかがでしょうか。

（広報委員：上江 誠）

ふと空を見上げると、雲はもう秋の雲です。熱帯夜から解放された我が家の犬の散歩の足取りも軽くなつたこの頃です。

私は、今回初めて広報委員として支部活動に参加させて頂きました。今まででは、参加できなかつた研修会の情報を得ること、他の会員の方たちの活動を知ること、またおらが国自慢では興味深く会員の方の故郷の情報を知ることができ楽しみながら編集することができました。こうして、いざ自分が関わつてみると多くの会員の方の協力があつて支部活動ができるこつを実感しました。また、活動を通して多くの会員の方と知り合うことができ刺激を受けました。お互いに刺激し合える仲間が増えることは素敵なことだと思います。

（広報委員：安田 恵子）